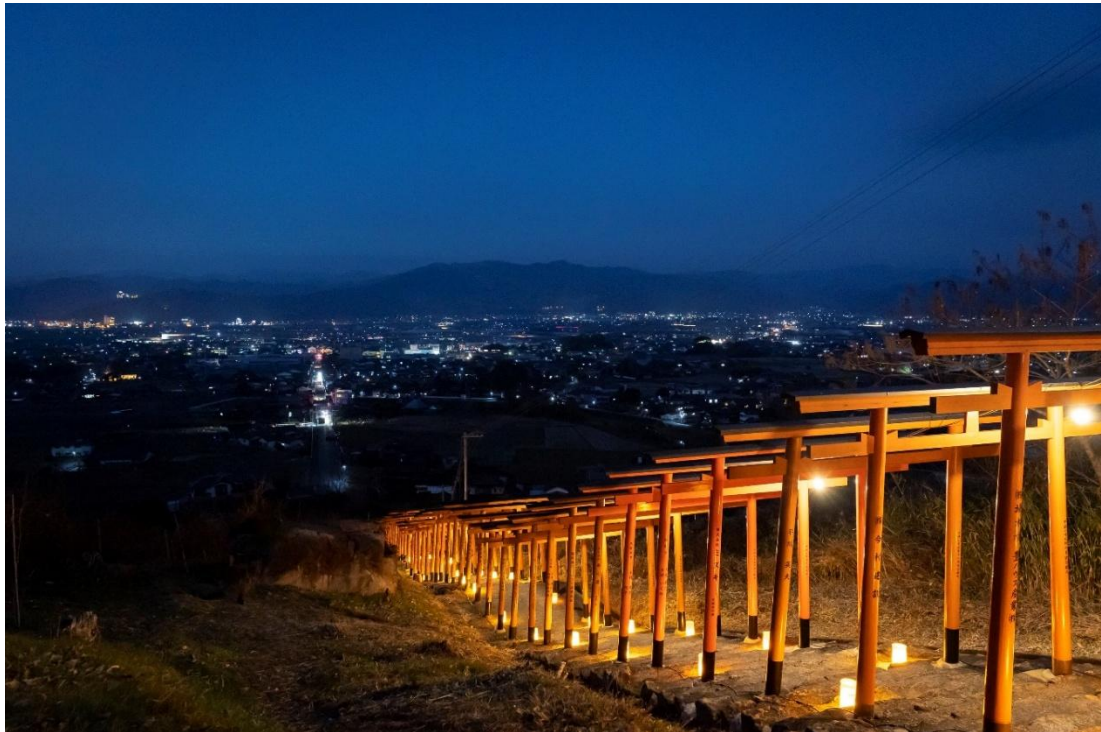


うきは市人権・同和問題市民意識調査 結果報告書（概要版）



令和 7 (2025) 年 3 月
う き は 市
うきは市教育委員会

発行 うきは市 人権・同和対策室
〒839-1393 うきは市吉井町新治 316 番地
TEL 0943-75-4984 E-mail jinken@city.ukiha.lg.jp



調査の概要



「うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」に基づき、人権教育・啓発事業の振り返りと今後の人権教育・啓発についての方策を検討するための基礎資料とすることを目的に、令和6(2024)年8月6日から8月26日の期間で市民意識調査を実施しました。

本調査の結果をここに概要版としてまとめました。地域や職場等において、人権・同和教育及び啓発の推進において効果的に生かしていただくとともに、すべての市民の人権が尊重される「人権のまちづくり」に向けた取組に活用していただくことをお願いします。

1 調査対象及び対象者の抽出方法

令和6(2024)年8月1日現在うきは市に住民登録している18歳以上の住民を対象に、住民基本台帳から2,000人を無作為に抽出しました。

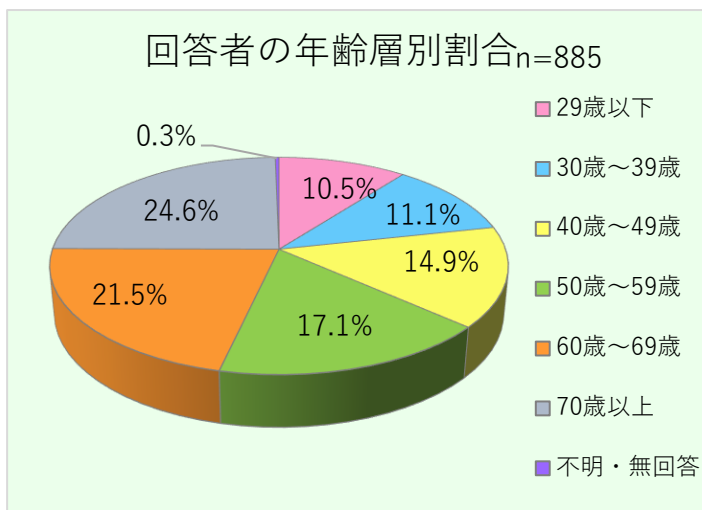
* 令和元(2019)年の前回調査では20歳以上を調査対象としましたが、選挙権年齢が18歳に切り下げられたことにより、今回の調査対象年齢を18歳以上としました。

2 回答率については、小数第二位を四捨五入しているため、合計で100%にならないものもあります。

3 回答状況(郵送による配布・回収)

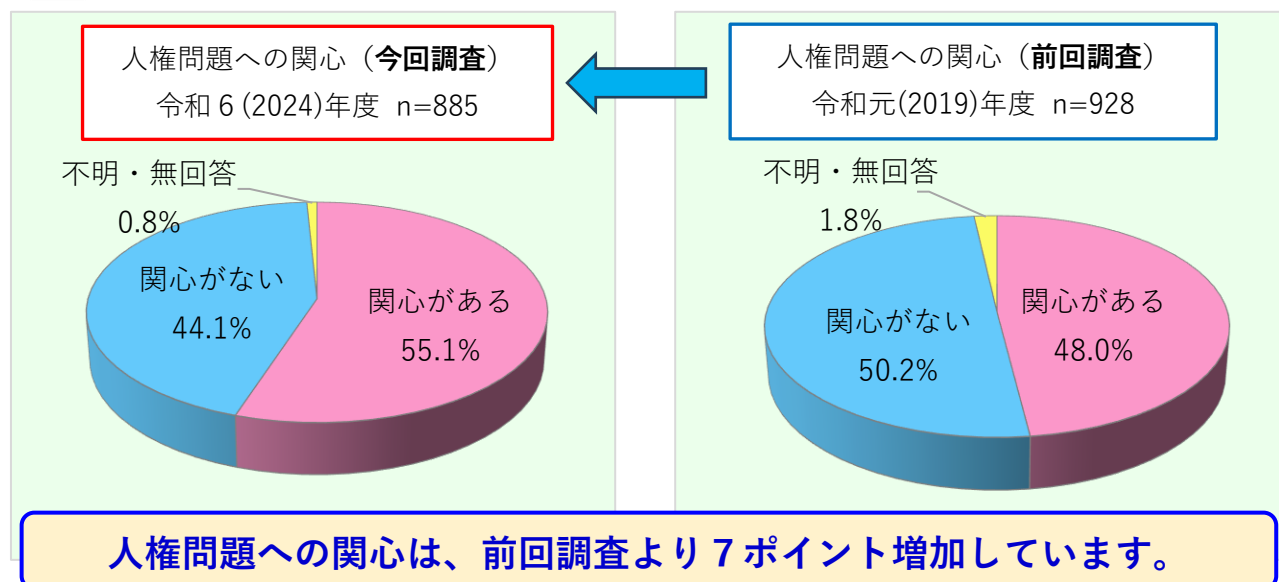
配布数	不到達数	実質配布数	有効回答数	回答率
2,000	9	1,991	885	44.5%

* 不到達数：送付先住所が不在か、その他の理由で質問用紙が返却され配布されなかった数



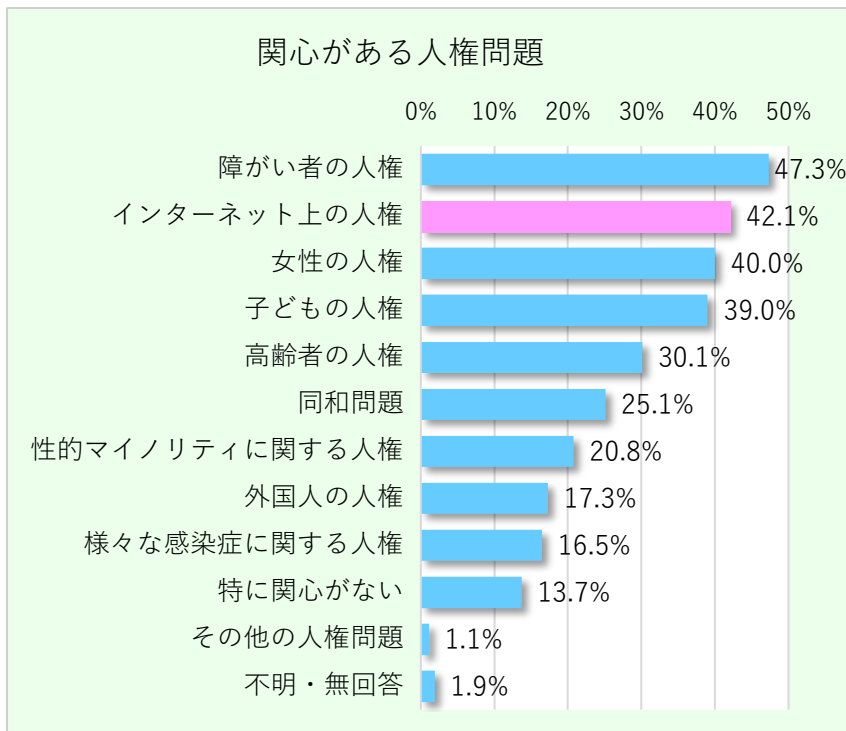
I 人権全般について

1 人権問題についての関心



2

関心がある人権問題

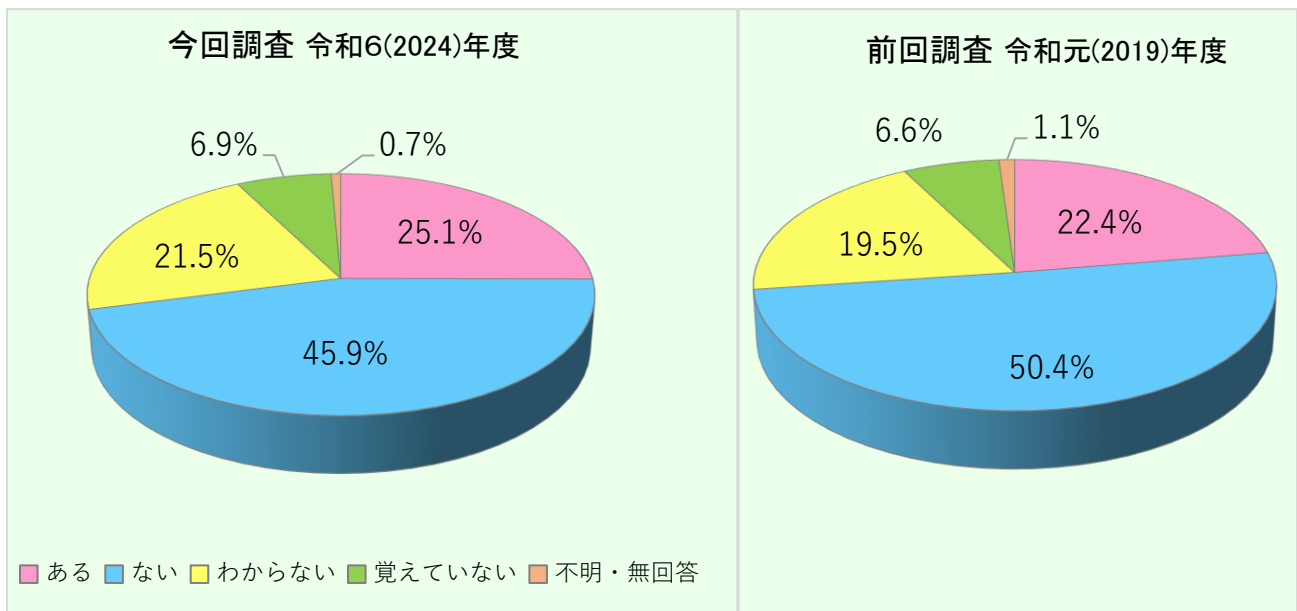


障がい者の人権、インターネット上の人権、女性の人権、子どもの人権に関する問題への関心が高い。

インターネットや SNS の普及に伴い、誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害等が、身近なものとして広く認識されている様子が分かります。

3

「差別をされた」あるいは「人権を侵害された」経験



「差別された」あるいは「人権を侵害された」ことがあると回答した人は、前回調査では22.4%で、今回調査では25.1%で約3ポイント増加しています。

人権への関心がなければ、人権が侵害されたことにも気が付かない（「わからない」）ということもあります。

被差別経験、人権が侵害された経験が、4人に1人の割合であります。

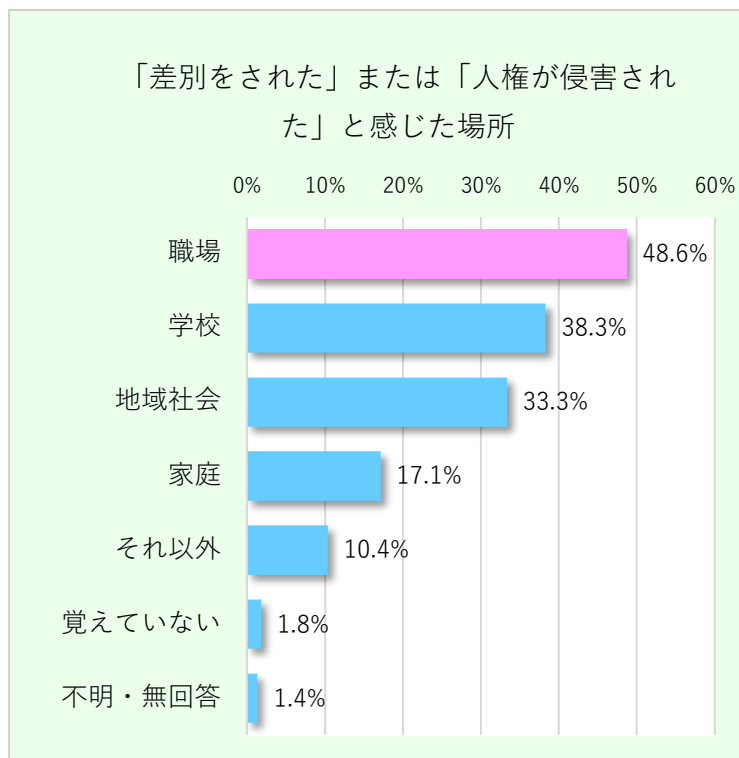
4

「差別をされた」あるいは「人権を侵害された」場所

「差別をされた」あるいは「人権が侵害された」場所は、「職場」が48.6%で最も多く、次いで、「学校」の38.3%、「地域社会」の33.3%になっています。

年齢と人権侵害の場所

40歳から59歳の約6割が「職場」で、39歳以下の約6割が「学校」で、70歳以上の約5割が「地域社会」で、と回答しています。



5

自分の人権が侵害された場合の対処方法

過半数の52.9%の人が「友人・知人や家族に相談する」と回答しています。

「行政や人権擁護委員、警察・法務局など公的機関に相談する」と回答した人は20.2%

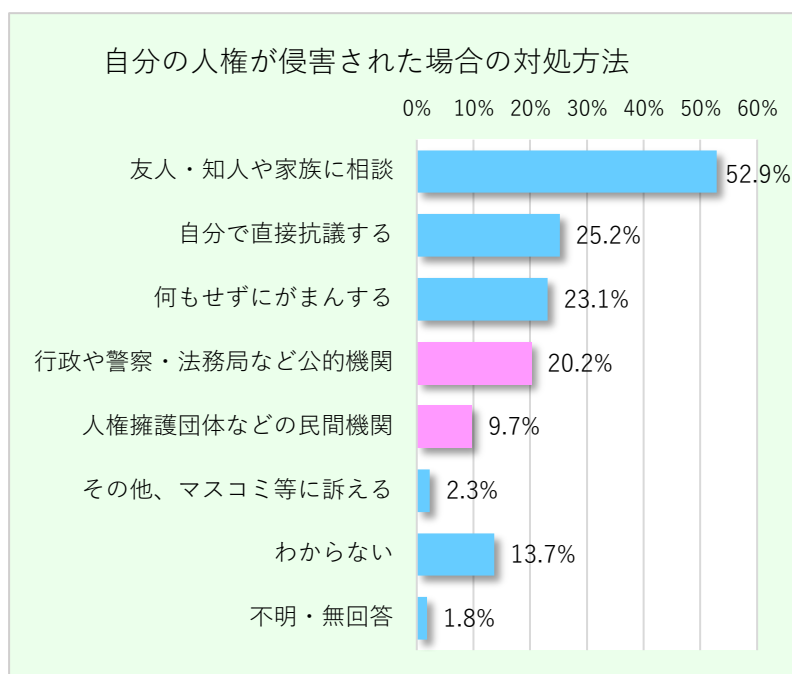
「人権擁護団体やNPOなどの民間機関、弁護士に相談する」と回答した人は9.7%

「何もせずにがまんする」23.1%

「わからない」13.7%

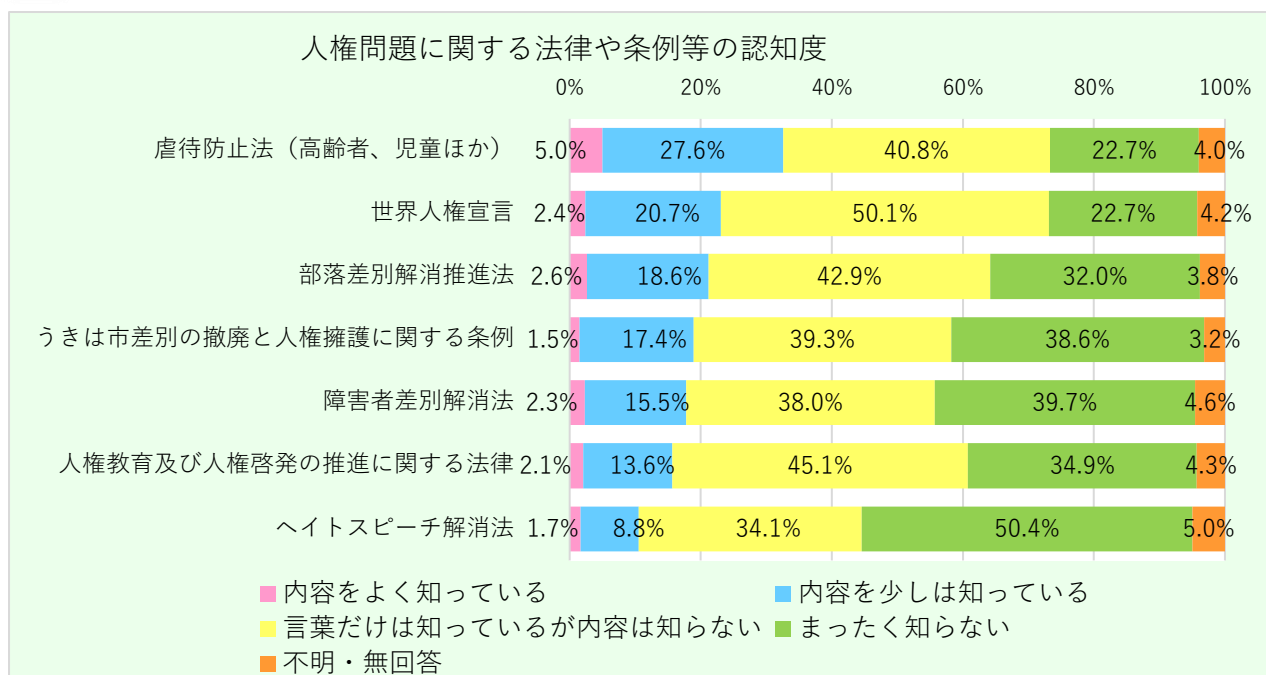
「友人・知人や家族に相談」してもその後、「何もしなかった」という人も一定程度おられます。

「公的機関」「私的機関」への相談は、2割以下、「自分で直接抗議する」が4人に1人、冷静な対応が必要です。



6

人権問題に関する法律や条例の認知度

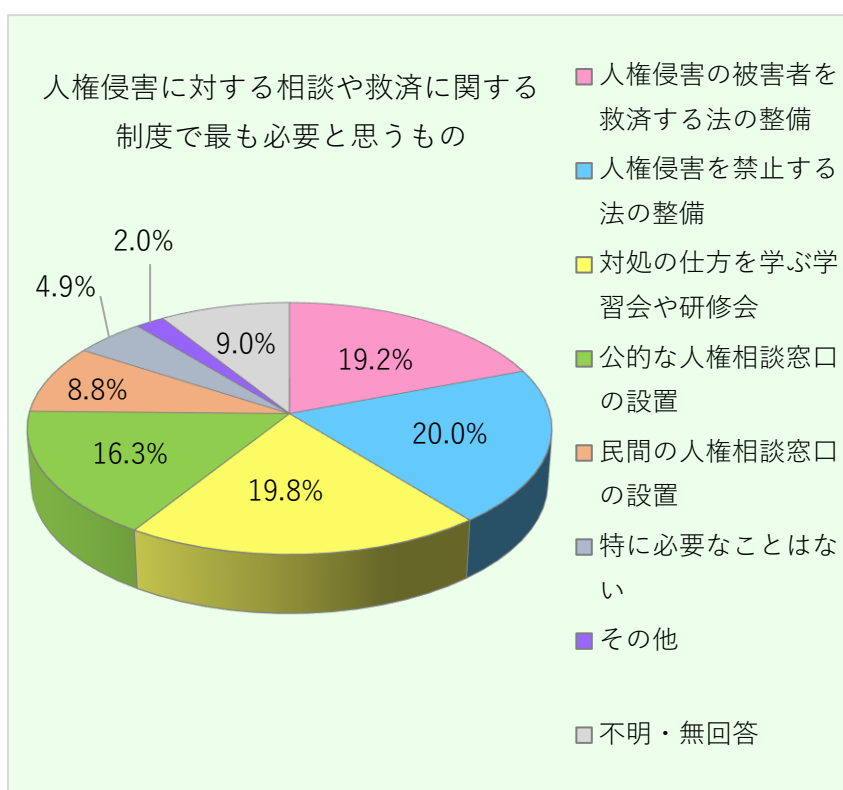


内容は知らなくても「言葉だけは知っている」を含めると、どの法律*についても約 6 割以上が知っていると回答しています。

*「ヘイトスピーチ解消法」の認知は約 4 割でありあまりよく知られていません。

7

人権侵害に対する相談や救済に関する制度で必要と思うもの



「人権侵害の被害者を救済する法の整備」19.2%

「人権侵害を禁止する法の整備」20.0%

「人権が侵害された時の対処や仕方を学ぶ学習会や研修会」19.8%

「公的な窓口の設置」16.3%
「民間の窓口」8.8%です

約 4 割の人が、法の整備（被害者を救済する法律、人権侵害を禁止する法律）を求めています。

職場での研修

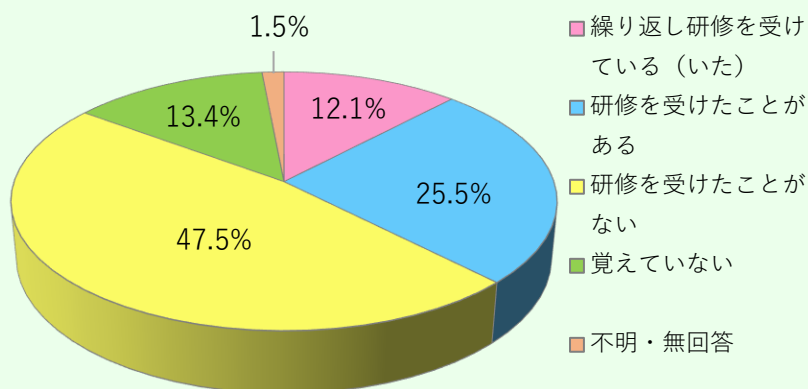
「受けた」37.6%

「受けたことがない」
47.5%

「繰り返し研修を受けている（いた）」12.1%

「研修を受けたことがある」
25.5%

現在または過去の仕事（職場）での人権問題の研修経験



繰り返しではなくても研修を受けたことがある人は合わせても 37.6%で、47.5%の人が「研修を受けたことがない」と回答しています。

「人権が侵害された時の対処や仕方を学ぶ学習会や研修会」を求めているのは約 2 割（問 7 参照）です。法律や権利は、自分を守るためのもので知らないと使えません。

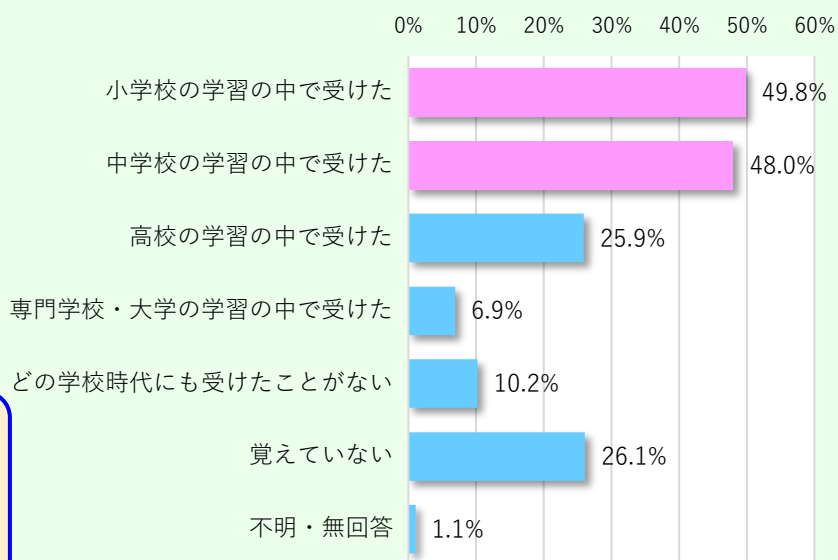
約 5 割の人が小学校および中学校の学習の中で受けたと回答しています。また、高校においても、25.9%が受けたと回答しています。

職場等での研修受講経験が少ないあるいは全く受けていない人がある（問 8 参照）ということを考えると、学校での人権学習は生涯のうちで唯一の機会という人もいることが想像できます。学校教育中での人権教育が大切にされなければいけません。

学校での人権教育

「歴史や現状」を知る。
「問題解決」を学ぶ。

人権問題の歴史や現状、問題解決のための取り組みなどに関する学習を学校教育で受けた経験



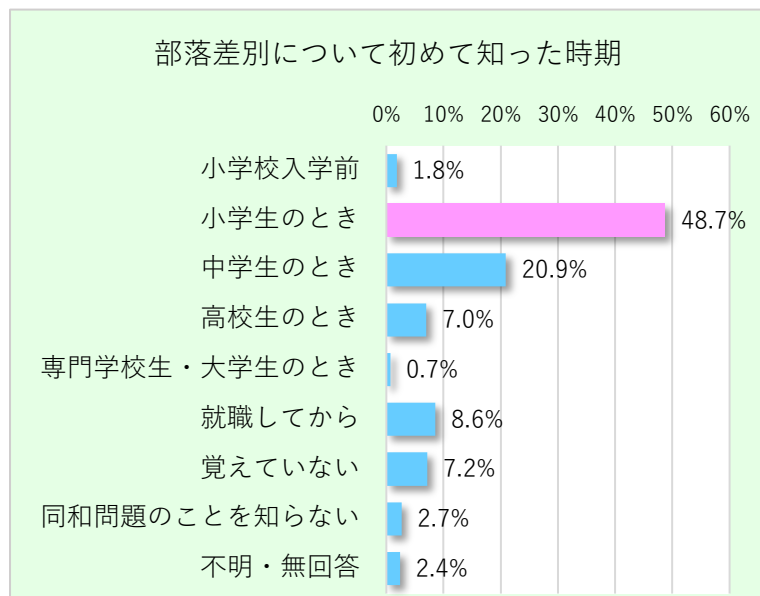
Ⅱ

同和問題について

10

同和問題（部落差別問題）を初めて知った時期

「小学生のとき」が48.7%で最も多く、次いで「中学生のとき」の20.9%で、義務教育の中での認知が69.6%になります。教育機関全体に広げると「高校のとき（7.0%）」、「専門学校生・大学生のとき（0.7%）」を合わせると77.3%になります。

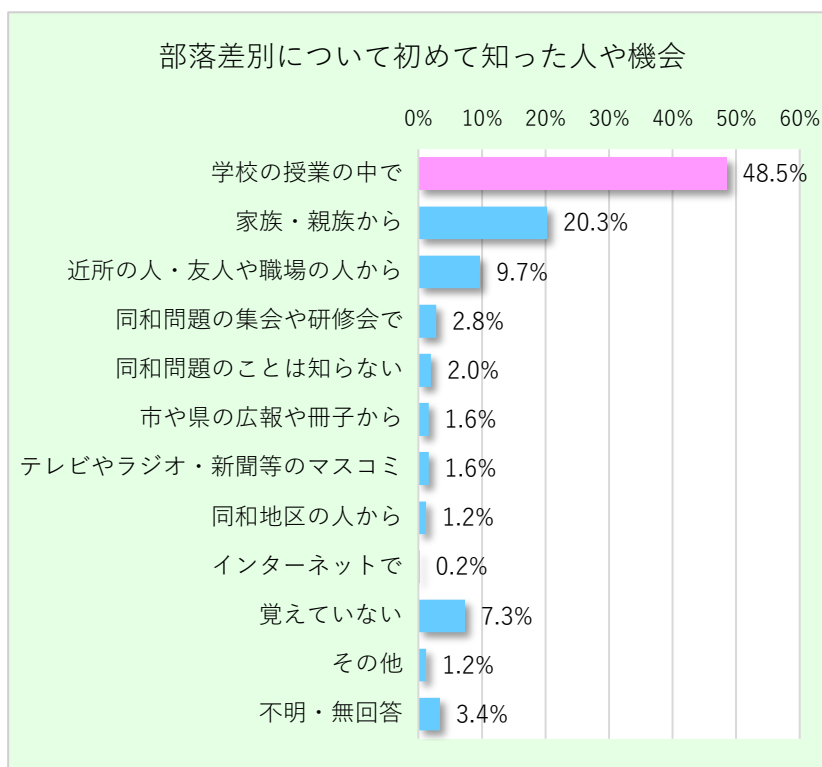


同和教育が小学校の社会科教科書に記載されたのが1973年ですから、現在の64歳以上の人たちは教科の中での同和教育は受けていないことになります。

約8割の人が、学校に通っているときに「知った」と回答しています。

11

同和問題（部落差別問題）について初めて知った人や機会



「学校の授業の中で」が48.5%で最も多くなっていますが、それでも約5割です。数は少なくなりますが、多様な情報源があることが分かります。

インターネットを含めた様々な知識の提供者から「偏見で起こされ、部落問題を差別的に知ってしまう」ことが懸念されます。

偏見で起こされ、部落問題を差別的に知ってしまう心配も！

12 部落差別を初めて知った時、真っ先に思ったこと

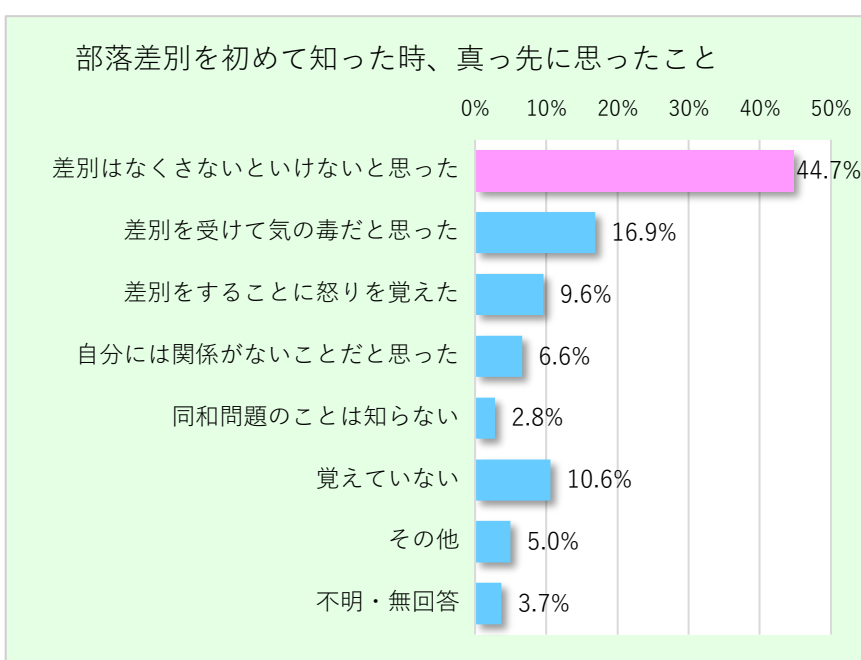
「差別はなくさないといけないと思った」44.7%

「差別を受けている人たちは気の毒だと思った」16.9%

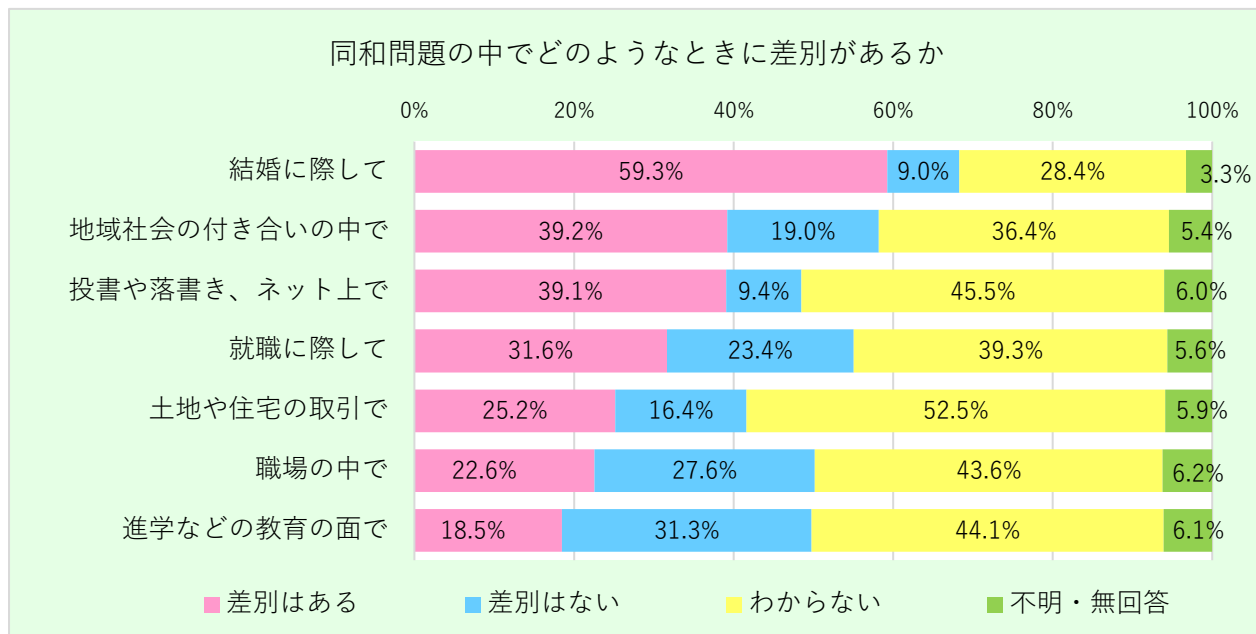
「差別することに対し怒りを覚えた」9.6%

「自分には関係ないことだと思った」6.6%

差別は不条理、なくさないといけない。



13 同和問題の中でどのようなときに差別があるか



「結婚差別」59.3%
「地域の付き合いの中で」39.2%
「落書きやネットの中で」39.1%

多くの項目で「差別はある」とする回答が、高い割合になっています。「職場の中で」と「進学などの教育の面で」は、「差別はない」とする回答が「差別はある」とする回答を上回っています。

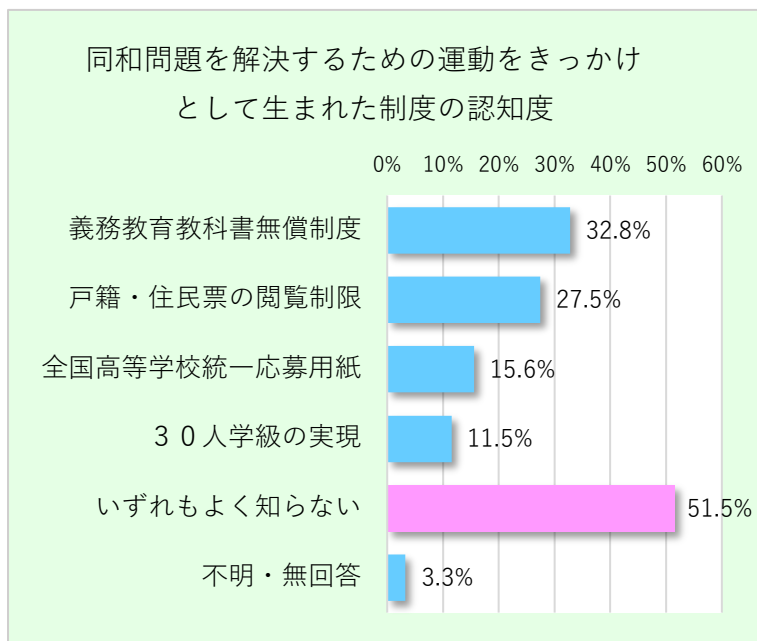
一方で、多くの項目で約4割の人が「わからない」と回答しています。見ようとしないと見えない差別、差別が見えにくくなったことを表しているように思われます。

14

同和問題を解決するための運動をきっかけとして生まれた制度の認知度

「義務教育教科書無償制度」については 32.8%、「戸籍・住民票の閲覧制限」については 27.5%と約 3 割の人が「知っている」と回答しています。一方、家庭の状況などではなく、

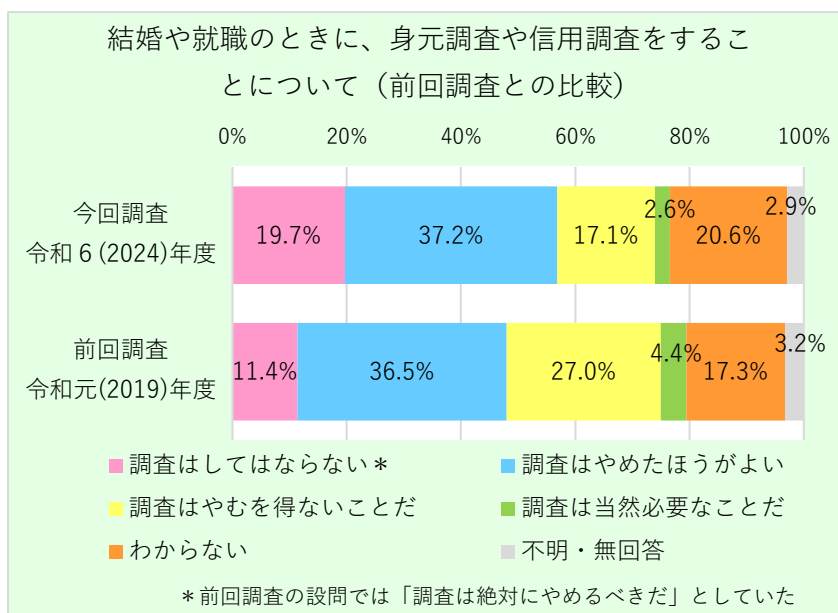
本人自身の技能や能力を就職につなげるための「全国高等学校統一応募用紙」について知っているという人は 15.6%、一クラス 45 人だった学級の定数を減らし、少人数指導の道を開いた「30 人学級の実現」について知っている人は 11.5%で、あまり知られていません。



差別をなくす取り組みは、教育の条件整備やプライバシー保護の制度づくりなどにつながりました。

15

結婚や就職のときに身元調査や信用調査をすることについて



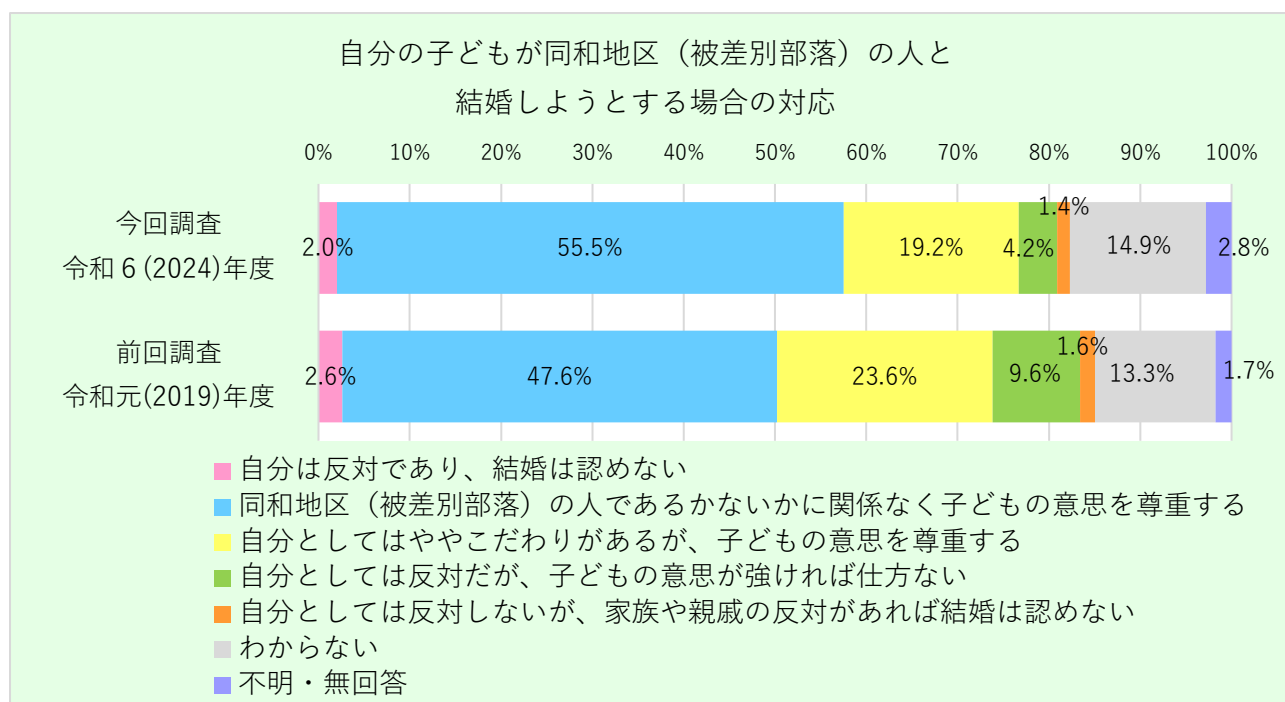
「身元調査をしてはならない」と否定する回答は 19.7%で、前回よりも約 8 ポイント増加しています。

「調査はやめたほうがいい」を加えると 56.9%が身元調査については否定的な回答をしています。

身元調査や信用調査は条例違反。「してはならない」と考える人が、前回より 8 ポイント増えています。

「やむを得ない」とプライバシー侵害につながりかねない回答が 17.1%で、前回の 27.0%と比較して約 10 ポイント減少。また、「調査は必要」と条例違反にもつながる回答は 2.6%で、前回の 4.4%より約 2 ポイント減少。ただ、「わからない」と態度を保留する回答が、今回は 20.6%、前回は 17.3%で、約 3 ポイント増加しています。

16 自分の子どもが同和地区（被差別部落）の人と結婚しようとする場合の対応



「自分としては反対しないが、家族や親戚の反対があれば結婚は認めない」が1.4%、「自分は反対であり、結婚は認めない」が2.0%で、どちらもわずかに減少しています。「自分としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方ない」が4.2%で5.4%減少、「自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意思を尊重する」が19.2%で4.4%減少しています。「同和地区の人であるかないかに関係なく子どもの意思を尊重する」が55.5%で7.9%増加しています。

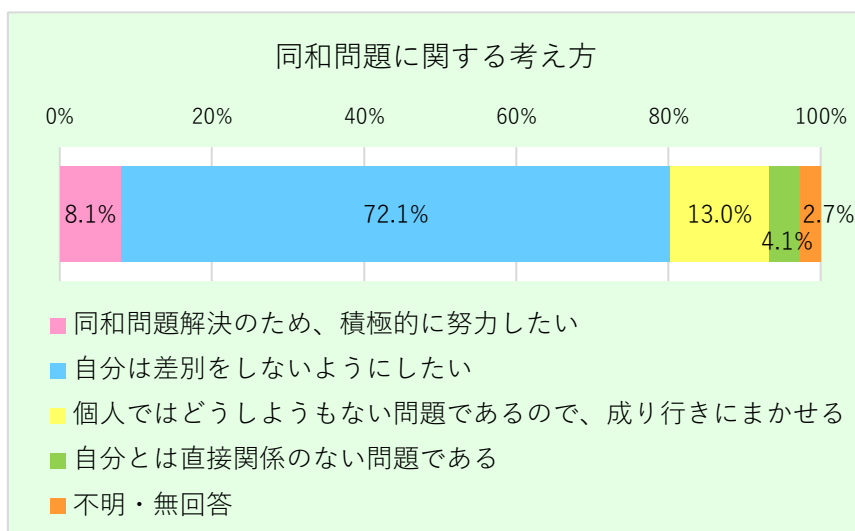
「反対」の意思や「こだわりがある」とする人が約10ポイント減少。

17 同和問題の解決に関する考え

「同和問題解決のため、積極的に努力したい」との回答が8.1%、「自分は差別をしないようにしたい」が72.1%と、約8割の人が解消に主体的な態度を示しています。

一方で、傍観的な「成り行きにまかせる」が13.0%、「自分とは直接関係のない問題である」が4.1%あります。

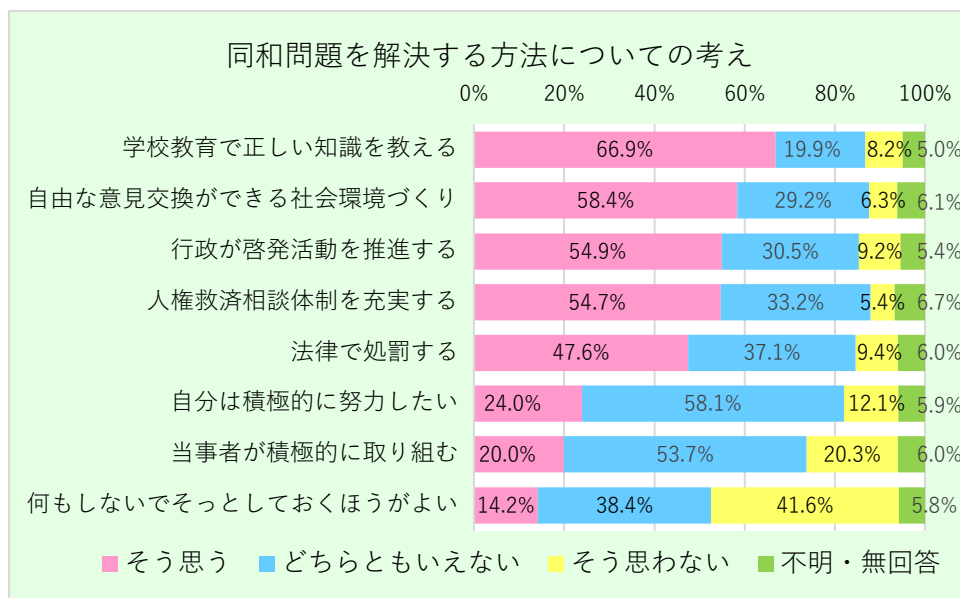
差別解消への態度
主体的な回答 80.2%
傍観的な回答 17.1%



18 同和問題を解決する方法についての考え

解決のためには「学校教育で正しい知識を教える（66.9%）」が最も多く、知ることによって問題を理解し、「ないもの・触れてはいけないもの」として考えるのではなく「自由な意見交換ができる社会環境をつくる（58.4%）」ことで解決を図っていくことが大事だという意識がうかがえます。そのためにも「行政が啓発活動を推進する（54.9%）」、「人権救済相談体制を充実する（54.7%）」

相談体制を充実する（54.7%）」が必要です。また、「何もしないでそっとしておくほうがよい（14.2%）」では解決しないと41.6%の人が理解しています。



**知り、理解し、
自由な意見交
換を通じて解
決していく。**

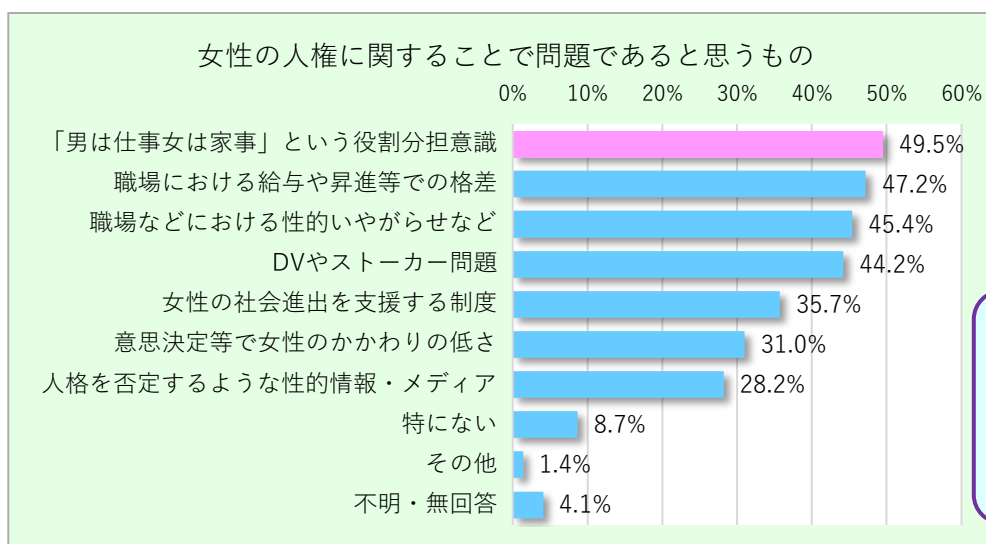
Ⅲ

さまざまな人権問題について

19

女性の人権に関する問題

男女共同参画社会を目指して取り組んできていますが、「『男は仕事女は家事』という男女の役割分担意識が改善されないこと（49.5%）」が約半数あり、「女性の社会進出を支援する制度が整っていないこと（35.7%）」が、「職場において給与や昇進等で格差があること（47.2%）」や「意思決定や方針決定の場で、女性のかかわりが低いこと（31.0%）」につながっているようです。また、「職場などにおけるセクハラ」「DVやストーカー問題」「性的情報・メディアが多いこと」等の人権侵害も看過できません。



「性的情報・メディアが多いこと」等の人権侵害も看過できません。

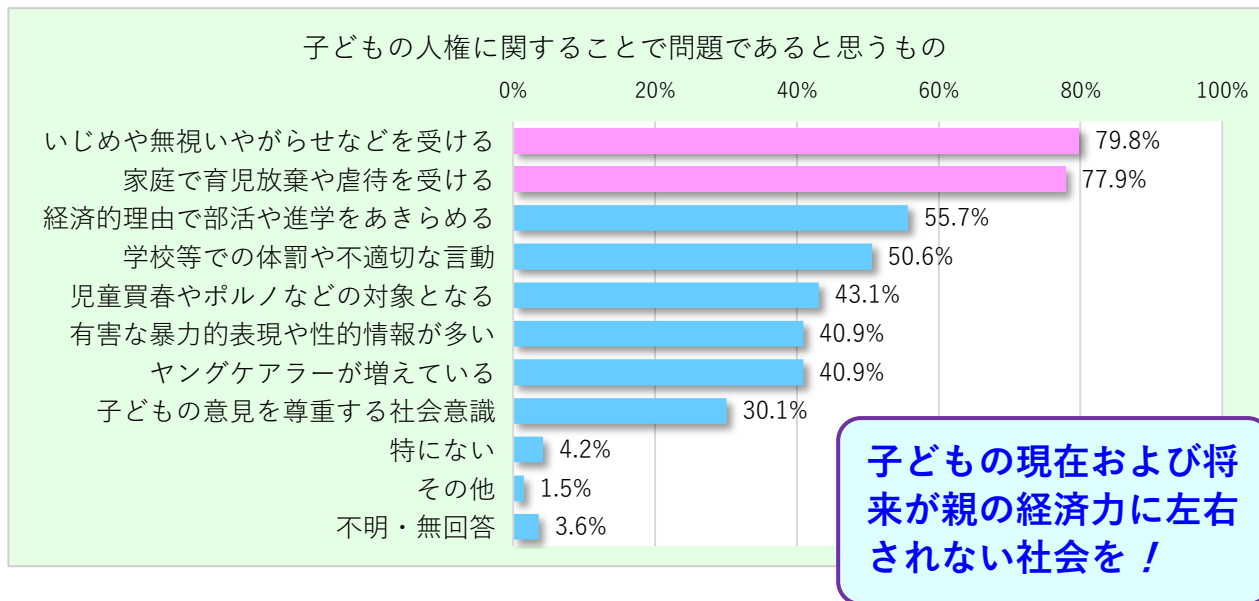
**性別役割分
担意識の改善に
努め格差を是
正する。**

20

子どもの人権に関する問題

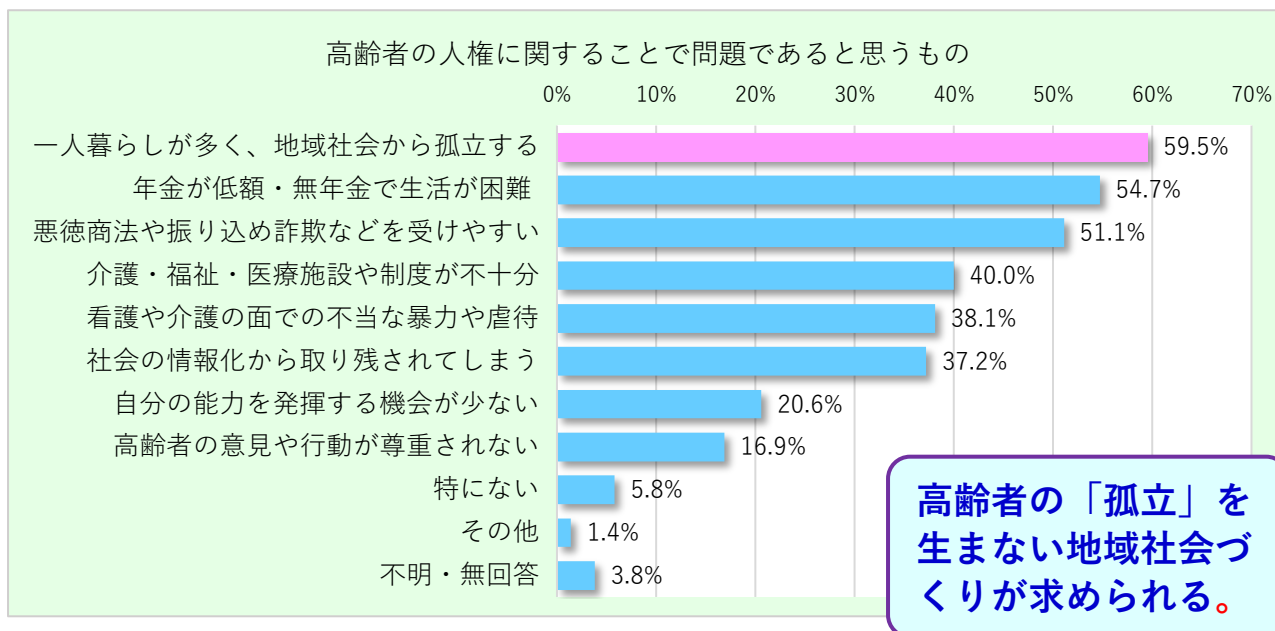
子どもの人権の問題では「いじめ」や「育児放棄・虐待」の問題への関心が高く、これらの背景には「親の経済的な理由（貧困問題）」があります。

また、喫緊の課題として「インターネット上の有害情報」への対処があります。



21

高齢者の人権に関する問題

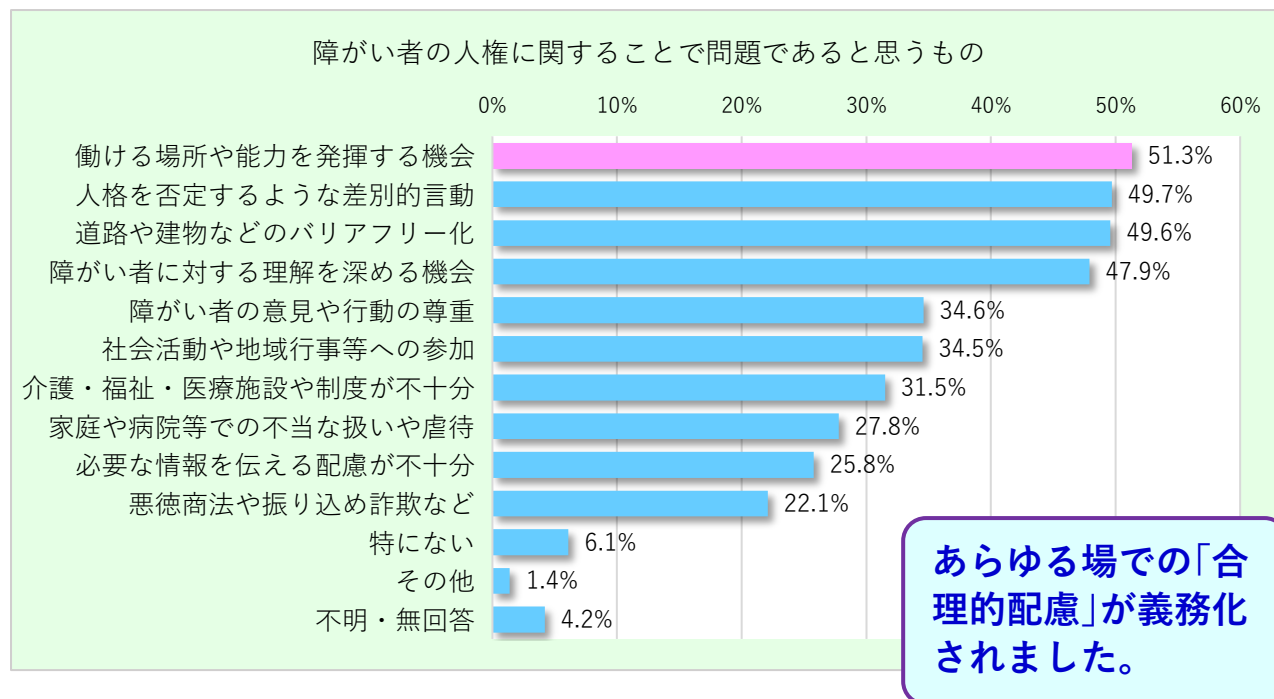


「一人暮らしが多く、地域社会から孤立すること（59.5%）」のように、どう生きていくのかへの不安が最も多く、次いで「年金が低額であったり無年金であったりして生活が困難なこと（54.7%）」の経済的な不安になっています。また、身体的・認知的機能の低下等による「介護や福祉、虐待の問題」、情報化社会への不適応がもたらす「悪徳商法や振り込め詐欺などの被害を受けやすいこと（51.1%）」などへの不安が高まっています。

22

障がい者の人権に関する問題

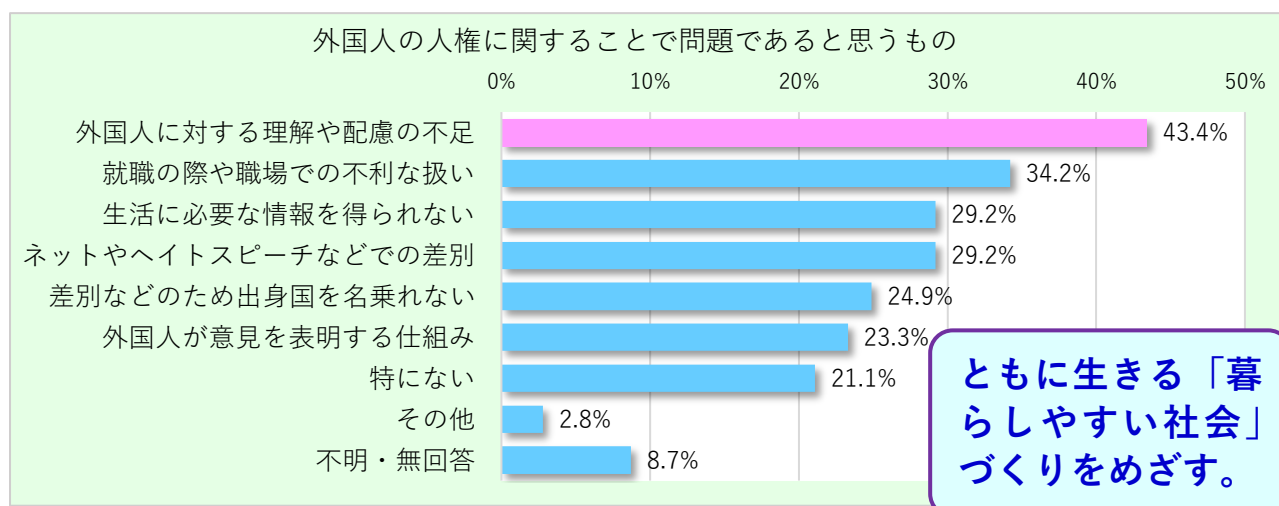
都市部や公共施設でのバリアフリー化は目に見える形で進んできましたが、就労や社会参加、人格を否定するような人権侵害など具体的な視点からは、まだまだ多くの改善点が指摘されています。これまで努力義務であった事業所も、「合理的配慮」が義務化されました。今後は、障がい者個々人の能力が活かせる「働く場所の確保」が課題です。



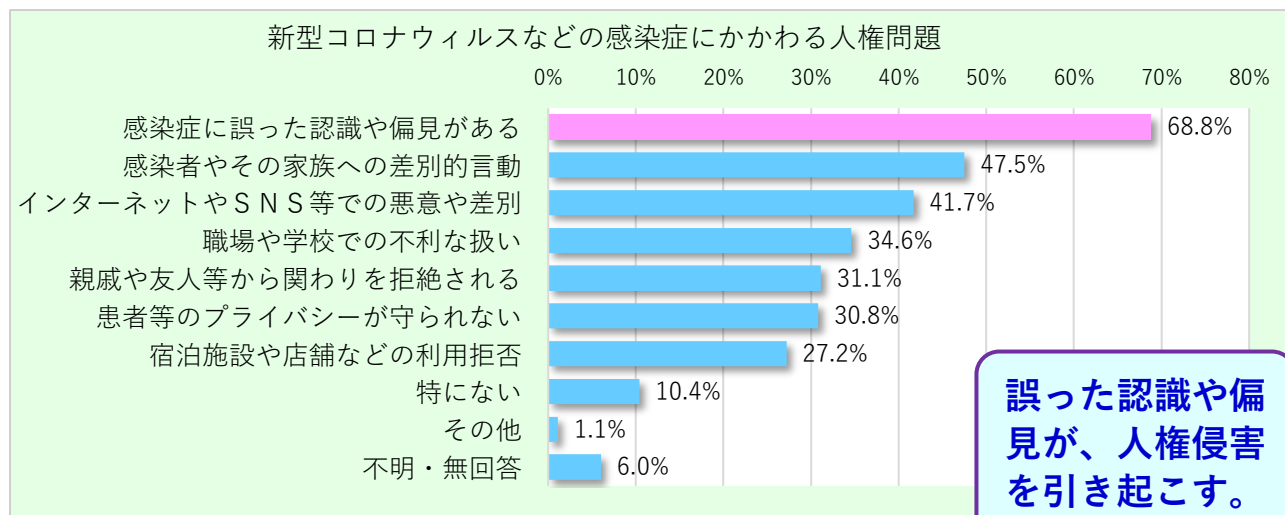
23

外国人の人権に関する問題

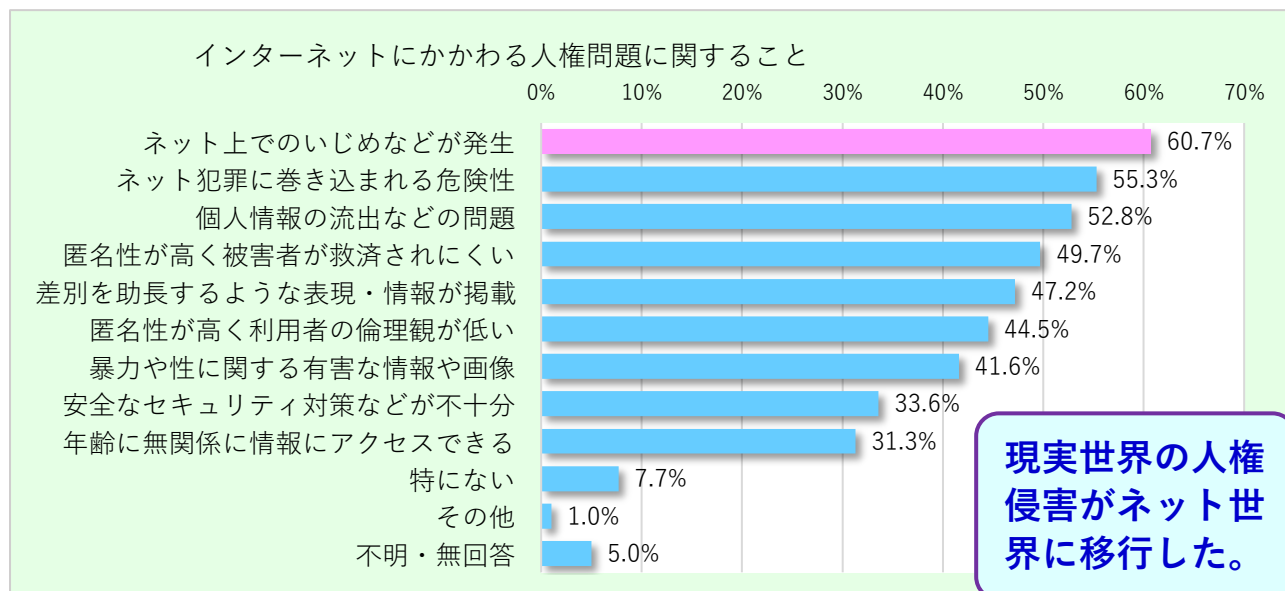
この頃は街なかで、観光客ではなく、留学生や働く外国の人たちをよく見かけるようになりました。今や私たちの暮らしは、これらの外国の人たちの労働力無しには立ち行かない程になっています。しかし、一方で特定の外国籍の人たちを侮辱する「ヘイトスピーチ」もあります。ともにこの国に暮らす人として「侮辱されない、排除されない」は、権利です。排除ではなく包摂で、「暮らしやすい社会」をつくっていくことが求められます。



どのような人権侵害も、多くは「誤った認識や偏見」が要因になっています。「正確な知識と理解が十分でない」ために起きるのです。この度の「新型コロナ感染症」においても、初期の頃は正体がよくわからず感染への「不安」だけが先行し、様々な人権侵害が起きました。一方で、信憑性のある知識を得て、適切な対応が理解されてくるにつれて、人権侵害も少なくなっていました。



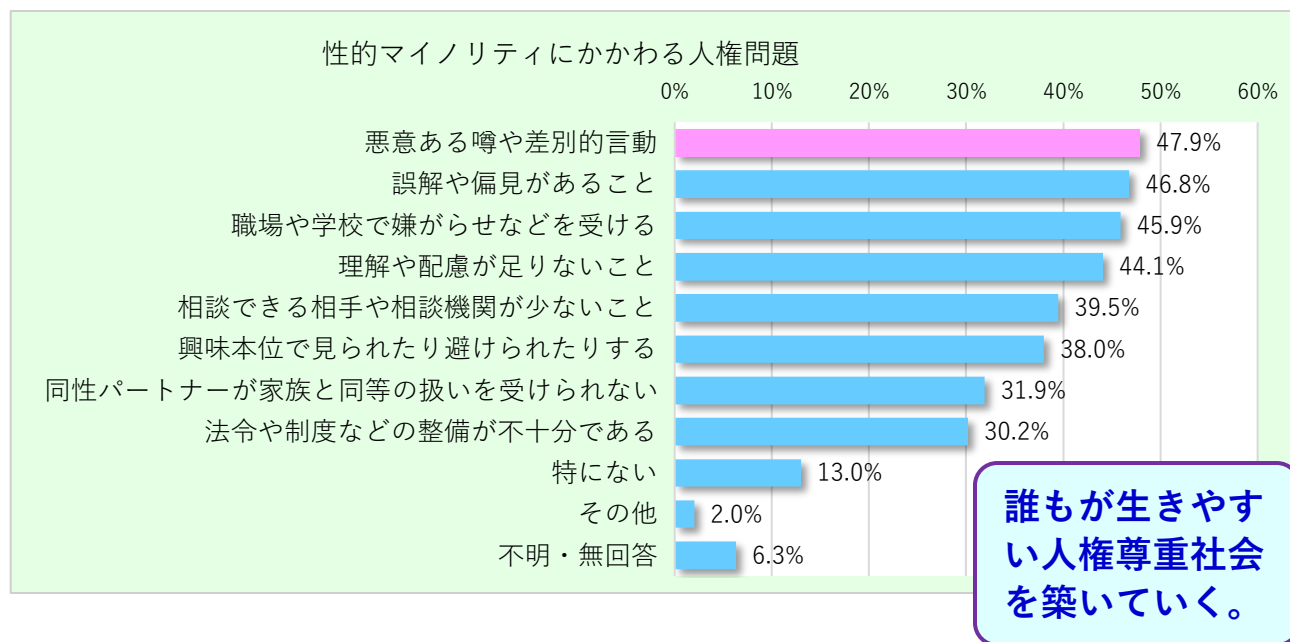
インターネットは便利な道具として欠かせないものになりました。一方で匿名での利用が進み、「ネット上でのいじめ（誹謗中傷等）の発生」などの人を侮辱し不快にさせる書き込み、「個人情報を流出」させるなどの個人情報の無断投稿、犯罪を誘発する利用などの被害もめだってきました。しかし、これらのことは現実世界で起きていることが、ネット世界でも展開されているということを忘れてはいけません。「ネット上での差別の助長」は、現実世界でやりにくくなったことが、顔の見えない匿名性のネット世界でやりやすくなったということです。



26

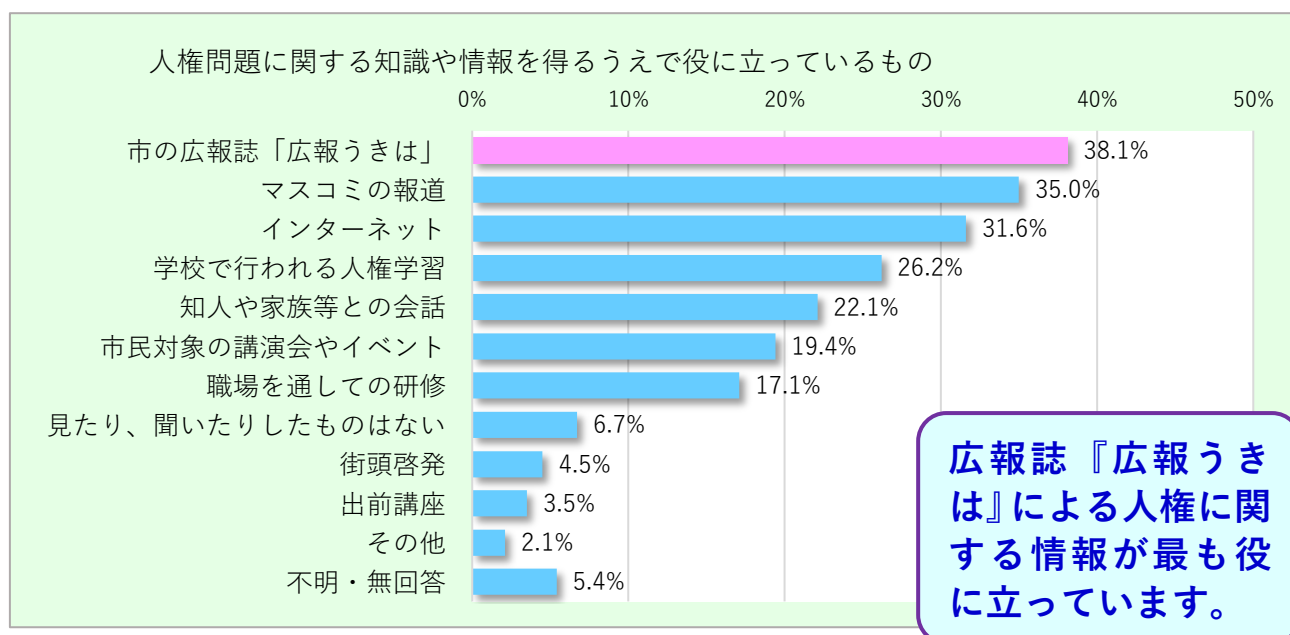
性的マイノリティにかかわる人権に関する問題

性的少数者（LGBTQ）の問題は、新しい人権問題です。性自認（性別の理解）や性的指向は、誰かによって決められるものではありません。その人の生き方です。誰にとっても暮らしやすい社会が「人権尊重社会」です。

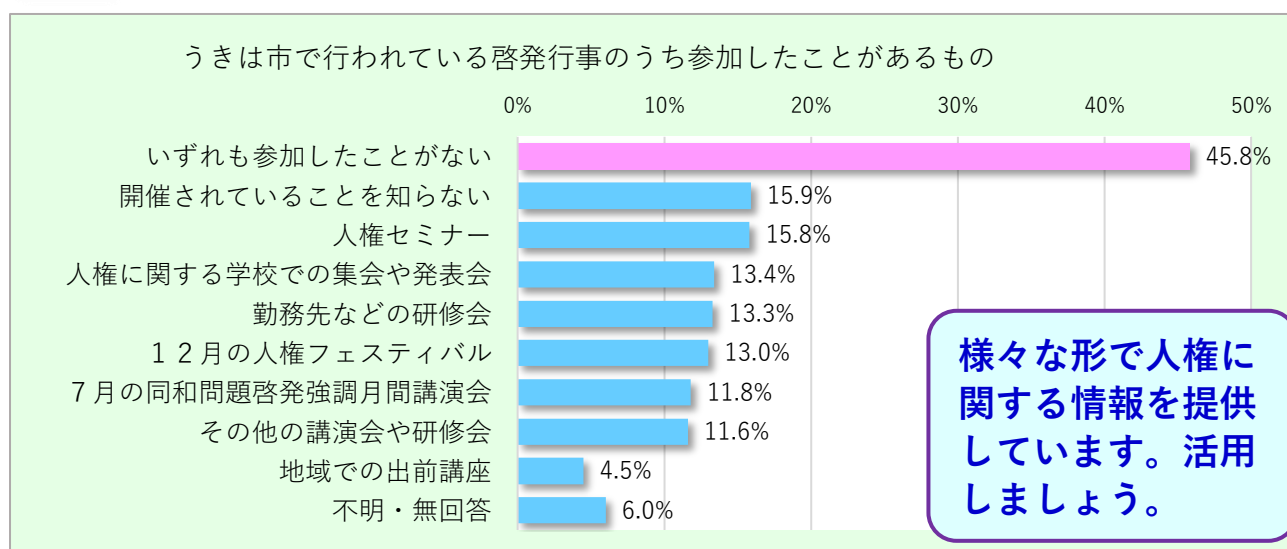


27

人権問題に関する知識や情報を得る上で役に立っているもの



「市の広報誌『広報うきは』」が 38.1%で最も活用されている情報源になっています。「マスコミの報道(35.0%)」や「インターネット(31.6%)」のメディアも上位にきていますが、情報の信憑性などについて考慮する力が求められます。一方で、人権に関する情報へのアクセスとして、自ら出向いて参加する研修会などは低い傾向にあります。



「いずれも参加したことがない」が45.8%で、約半数の人が参加した経験がないと回答しています。「開催されていることを知らない」が15.9%で、情報が届いていないと回答しています。「人権セミナー」「学校での集会」「職場での研修」「人権フェスティバル」などさまざまな研修が開かれており、どれも1割ほどの参加になっています。

IV

クロス分析：結婚問題と身元調査

同和地区の人との結婚（問16）についての対応で「わからない」と回答した132人のうち、身元調査や信用調査（問15）について「調査してはならない」「調査はやめたほうがよい」と回答した人たちは合わせて26.5%で、「調査はやむを得ないことだ」「調査は当然必要なことだ」を合わせた18.1%より8.4%高くなっています。結婚に際して身元調査や信用調査をすることについては、自制的であり判断の材料にはいけないという意識がまさっています。しかし、ここでも判断を保留する「わからない」が52.3%と高い比率で出てきます。結婚に際しては、当事者同士の意思を尊重するものでありたいですね。

「属性」ではなく、個性や特性で人を判断する力を付けていくことが肝要です。

